

水俣病はまだ終わっていない

～ 公式確認から58年 ～

民医連近畿地協水俣検診

2015年2月1日

民医連近畿地協水俣検診実行委員会
耳原総合病院 リハビリテーション科

三宅徹也

水俣病とは

環境汚染（工場：チッソから排出された有機水銀）による食物連鎖（魚介類の経口摂取）によりひきおこされた人類史上最初の病気であり「公害の原点」といわれる。

1956年に熊本県水俣市で発生が確認されたことが病名の由来である。

熊本水俣病（第一水俣病）

新潟水俣病（第二水俣病）

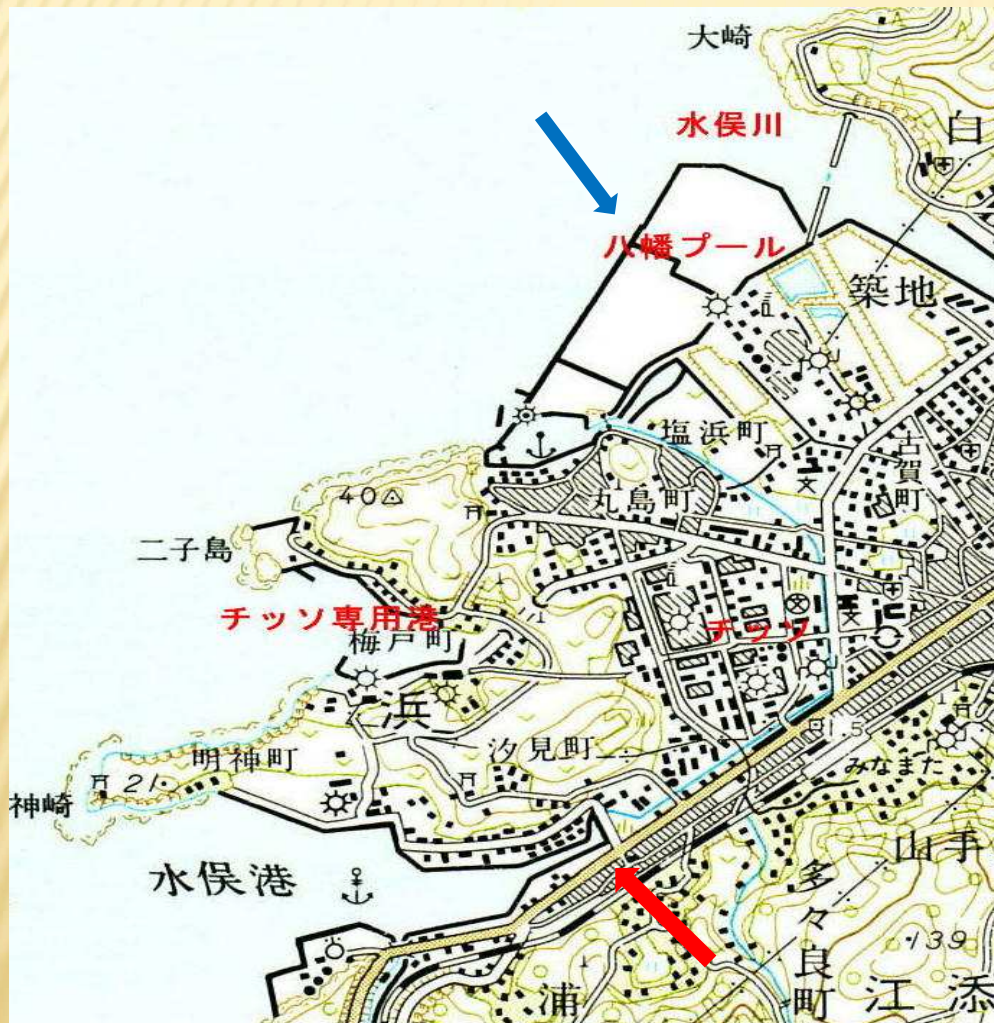
四日市ぜんそく

イタイイタイ病 ・ ・ ・ ・ 4大公害病



(C) INCREMENT P CORP.

水俣湾とチツソ水俣工場の位置関係



32年から58年まで水俣工場から排水路を経由して**百間港**に排水が流された。

その後は、68年にアセトアルデヒド生産が停止されるまで、排出先が**水俣川河口**に変更された。

水俣病の症状

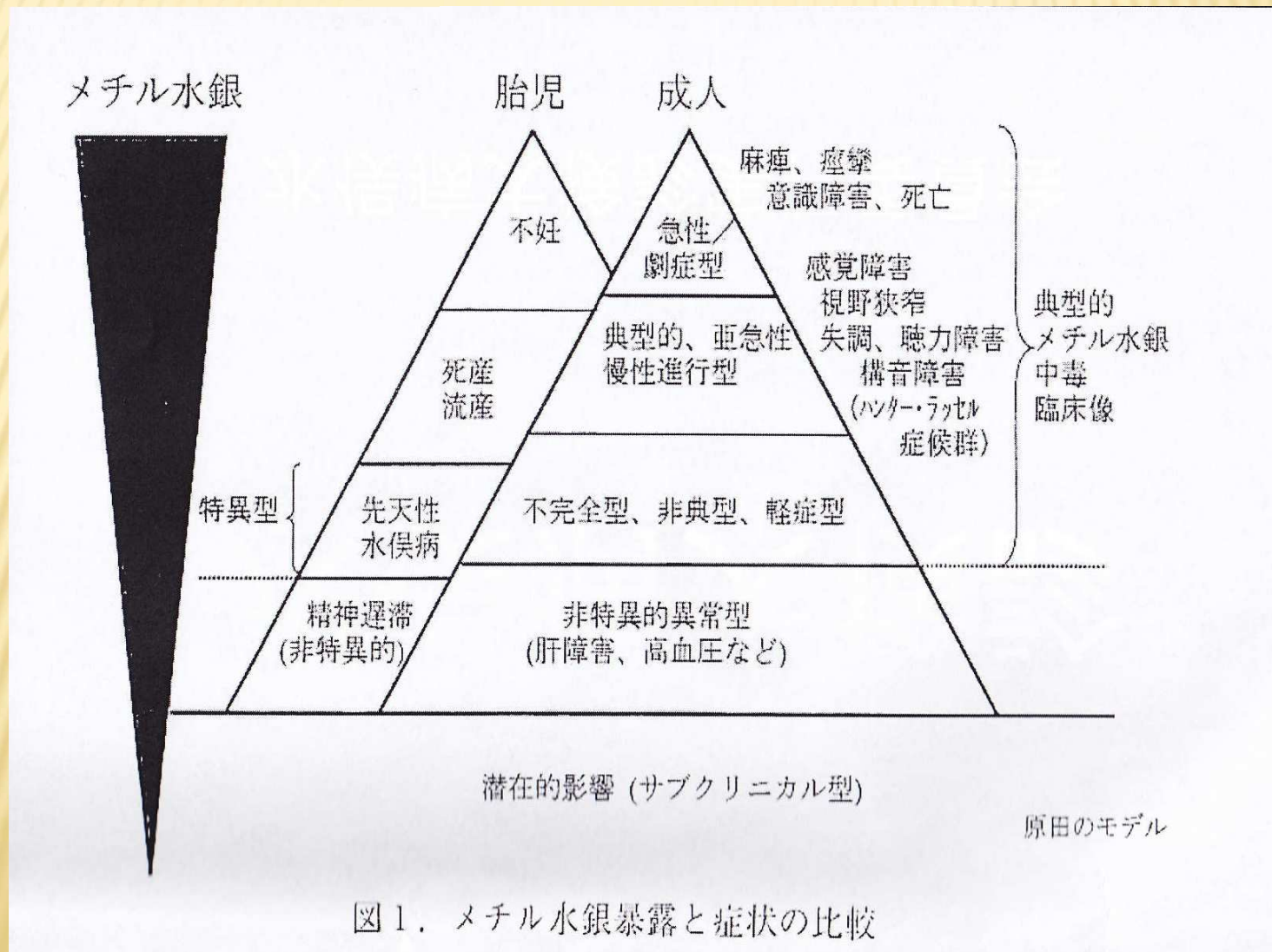


図1. メチル水銀暴露と症状の比較

診断・認定基準の迷走

ハンターラッセル症候群という重篤な患者に限定

- 77年 環境庁「後天性水俣病の判断基準」
- 95年 政治解決（医療手帳）（保健手帳）
- 04年 関西訴訟最高裁判決
- 05年 新保健手帳
- 09年 水俣被害者救済特措法

77年環境庁「後天性水俣病の判断条件」

- ① 感覚障害
- ② 運動失調
- ③ 平衡機能障害
- ④ 求心性視野障害
- ⑤ 中枢性眼科障害
- ⑥ 中枢性聴力障害
- ⑦ その他

一人に複数の症状が見られることが必要

当時の環境庁長官＝現東京都知事 石原慎太郎氏

95年政治解決（医療手帳） 村山内閣

- ①四肢末梢優位の感覚障害
- ②1968年12月以前相当期間居住し、水俣湾またはその周辺の水域の魚介類を多食した人
- ③知事が適当と認める人

一時金＋手当（月額）＋医療費自己負担
分補償

95年政治解決（保健手帳）

- ①1968年12月以前相当期間居住し、水俣湾またはその周辺の水域の魚介類を多食した人
- ②知事が適当と認める人

医療費自己負担分の補償

2004年 関西訴訟最高裁判決

①疫学条件を満たし

② i) 家族内に認定患者がいて、四肢末梢優位の
感覚障害があるもの

ii) 舌先の二点識別覚に異常があるものおよび
指先の二点識別覚に異常があつて、頸椎狭窄な
どの影響がないと認められるもの

iii) 死亡などの理由により二点識別覚の検査を
受けていないときは、口周囲の感覚障害あるい
は求心性視野狭窄があつたもの

2005年 新保健手帳

- ①一定の神経症状（水俣病にもみられる）を有する人
- ②1968年12月以前相当期間居住し、水俣湾
またはその周辺の水域の魚介類を多食した人
- ③知事が適当と認める人
- ④地域指定
- ⑤68年12月以前の出生

認定申請や裁判を起こさないことが条件

医療費自己負担分の補償

水俣被害者救済特措法（09年成立）

2010年05月～2012年07月

① チッソを親会社（本業）と子会社（補償）
に分離する。子会社は倒産すれば消滅

＝企業責任の消滅

② 認定機関（公的病院受診が必須）

加害者＝行政が認定？

民間診断書（任意）のみでは被害者手帳
のみ（公的診断書が否定の場合）

被害者の救済か？ チッソの救済か？

**判定基準が複数存在することと
なった**

**診断基準を示すべき医学会（神経学会
など）は水俣病問題に関わろうとしない**



**熊本・鹿児島県の
認定審査会機能停止**

共通診断書

魚介類を介したメチル水銀の暴露歴があり

A 四肢末梢優位の表在覚障害を認める

B 全身性表在覚障害を認める

C 舌の二点識別覚の障害を認める

D 口周囲の感覚障害を認める

E 求心性視野狭窄を認める

F メチル水銀以外に原因が考えられない大脳皮質障害と考えられる知的障害・精神障害・または運動障害を認めるもの

上記のいずれかを満たすもの

日程	受診数	水俣病	%
2006/09/17	30	28	93%
2006/12/03	34	28	82%
2007/03/04	31	14	45%
2007/09/02	23	17	74%
2007/12/02	15	15	100%
2008/05/25	24	23	96%
2008/11/30	22	22	100%
2009/04/26	29	26	90%
2009/05/31	15	15	100%
2009/09/06	20	18	90%
2009/11/29	21	15	71%
2009/12/20	29	26	90%
2010/03/07	13	11	85%
2010/04/18	71	61	86%
2010/05/08	3	3	100%
2010/06/06	61	51	84%
2010/07/19	67	64	96%
2010/07/24	11	9	82%
2010/08/22	4	4	100%
2010/11/03	18	18	100%
2010/11/13	4	4	100%
2011/01/23	25	24	96%
2011/07/17	15	15	100%
2011/12/18	18	15	83%
2012/01/22	11	11	100%
2012/03/18	41	37	90%
2012/05/27	51	46	90%
合計	706	620	88%

対象地域・地域外水俣病有病率

	水俣病	否 定	保 留	受診者	水俣病%
対象地域	445	27	63	535	83.2%
対象地域外	80	4	8	92	87.0%
不明	7	1	4	12	58.3%
総計	532	32	75	639	83.3%

水俣の問題点

①熊本県・国・チッソの責任

真実を明らかにしてこなかった

「**水俣病でない被害者**」

調査（検診）をしない、情報を提供しない

解決を長引かせた

住民の健康より企業を優先した

②医師・科学者の責任

病像の確立を怠った・・・診断、治療のおくれ

国・企業の後押しをしてしまった

③住民自治の問題

差別・分裂を許してしまった

地域限定・年齢制限

ノウモアミナマタ国賠訴訟

第1次 2012年 関西 約200名 和解

第2次 2014年9月 第1陣提訴

2014年10月 11月 第3回現地一斉検診

周知徹底されず救済されていない
地域制限
年齢制限

行政による一斉検診の実施を!
水俣病の解明を!